

「観光ガイドドライバー養成オンライン講座制作・配信業務」仕様書

1 業務の趣旨及び目的

学会・会議等に参加するビジネス客にとって、本県の印象を左右するタクシードライバーの資質向上は重要である。

これまで、県では、観光ガイドドライバー養成研修を実施してきたところだが、新型コロナウイルス感染症により、受講が困難となる受講者が想定される。

そのため、観光ガイドドライバー養成研修の一部をオンライン化して配信することで、安全な環境下で受講者がいつでも研修を受講できるよう環境整備を図るもの。

2 業務委託の内容

(1) オンライン講座コンテンツの制作

県及び県が指定する講師と協議したうえで、以下のテーマの講座に係る動画を制作する。

- ① 接遇・話し方講座（90分程度）
- ② 英会話講座（40分程度）
- ③ タクシードライバーの接遇向上に向けた県の取組み（10分程度）

※ コンテンツの構成等については県及び県が指定する講師が担当し、受託者はコンテンツ制作に関して技術的な助言を行うとともに、撮影・編集を担当することとする。

(2) Web上で提供されるシステム上において、(1) オンライン講座コンテンツを配信し、受講者がオンラインで研修を受講できる環境の提供及び配信環境の構築等の準備作業

- ① システムの仕様
 - ・ 動画視聴、アンケート集計及び研修資料のダウンロードの機能を有すること
 - ・ 受講対象者へのアカウント（ユーザーID やパスワード等）の付与、又は動画視聴等のシステム利用時にパスワードを要求するなど、受講対象者以外はオンライン講座コンテンツを利用できないようにすること
 - ・ システム完成後には、契約期間内はいつでも動画の視聴が可能であること（オンデマンド方式）
 - ・ 下記②③の環境および性能を有すること
- ② 受講環境
 - ・ 以下のブラウザの動作環境に対応し、受講者がパソコン、タブレット及びスマートフォン上で視聴・操作が可能なこと
Internet Explorer11、Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome、Safari、Firefox
- ③ その他
 - ・ 画面で視聴可能な講義一覧を表示し、選択指定を可能とすること。

- ・ コンテンツ視聴の他に、Web 上からのアンケート等の提出及び研修資料のダウンロードが可能なこと
- ・ システム不具合が生じた場合には、早急に管理者に県に報告するとともに、復旧に向けた対応を迅速に行うこと。

3 業務執行上の留意点

- (1) 具体的な内容や撮影計画等については、適宜県と協議の上進めること。
- (2) 事業開始前には事業全体の進め方等を県と共有し、必要に応じて打合せを行うこと。
- (3) 県より求めがあった場合は、その時点での事業進捗状況を報告すること
- (4) Web での動画配信を行うことを前提とし、出演者、協力者等の肖像権及び音楽等の著作権に係る調整を行い、受託者の責任において権利関係を処理しておくこと。
- (5) 第三者（県及び受託者以外のもの）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (6) 既存データを利用する際には、利用する事業者十分に説明を行い、データの公開、県による二次利用について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意し業務にあたること。

4 スケジュール

令和3年 7月上旬まで	県及び県指定講師と委託業務実施に関する打ち合わせ (企画、オンライン講座コンテンツ、システム設計等)
7月中旬から	オンライン講座コンテンツの撮影・編集
8月中旬	オンライン講座システムの完成 オンライン講座コンテンツの配信開始
3月	オンライン講座コンテンツの配信終了

5 その他

- (1) 制作した映像に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて県に帰属する。
- (2) オンライン講座コンテンツについて第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、それを提案することを妨げない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議するものとする。
- (5) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

以上